

記入例

静岡

三島

窓口へ提出する日を記入(随時受け付け)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年 10月 1日

三島市農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 三島 太郎
譲渡人 氏名 静岡 花子

三島
印
静岡

下記の
により届

個人が申請者の場合は、住民票のとおりに入
入。法人が申請者である場合は、法人登記簿
に記載されている名称・代表者名等を記入する。

を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の 規定

記

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------|---------------------------------|-----------------|----------------|------------------------|---------------|
| 1 当事者の住所等 | 当事者の別 | 氏名 | 住所 | 職業 | | | |
| | 譲受人 | 三島 太郎 | 静岡県三島市〇〇 101番 | 銀行員 | | | |
| | 譲渡人 | 静岡 花子 | 静岡県三島市〇〇 202番 | 農業 | | | |
| 2 土地の所在等 | 土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 | 土地所有者 | 耕作者 | |
| | | | 登記簿 | 現況 | 氏名 | 住所 | |
| | 北田町 | 4番47号 | 畑 | 不耕作 | 300㎡ | 静岡 花子 | 静岡県三島市〇〇 202番 |
| | | | | | ㎡ | | |
| | | | | ㎡ | | | |
| | | | | ㎡ | | | |
| | 300㎡(田) ㎡畑 300㎡ 採草放牧地 | | | | | | |
| 3 設定する権利の内容 | 設定する権利の種類 | 権利の設定、移転の別 | 権利の設定、移転の時期 | 権利の存続期間 | その他 | | |
| | 所有権 | 移転 | 令和〇〇年 12月 1日 | 永久 | 売買 | | |
| 4 転用計画 | 転用の目的 | 住宅敷地 | 開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号 | | 第1項第1号 | | |
| | 転用の時期 | 工事着工時期 | 令和〇〇年 12月 1日 | | | | |
| | | 工事完了時期 | 令和〇〇年 3月 31日 | | | | |
| | 転用の目的に係る事業又は施設の概要 | 建築物(工作物)の種類 | 棟数(個数) | 1棟の建築面積又は工作物の面積 | 建築延面積又は工作物の総面積 | 所要面積 | 備考 |
| 自己用住宅 | | 1 | 130㎡ | 130㎡ | 330㎡ | 三島市北田町4番〇号(面積30㎡)と一体利用 | |
| 建築物(工作物)以外の施設 | | | | | | | |
| 取水、排水施設 | 取水は市上水道を利用。雨水排水は隣接する道路側排水。汚水排水は公共下水道で処理。 | | | | | | |
| 5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 | 万一被害が発生した場合は速やかに対策を講じ、責任をもって対処致します。 | | | | | | |

開発行為に該当し、その規模が500㎡未満の場合は1号と記入、開発行為にあたらぬ場合は斜線を引いてください。

所有権:移転
賃借権:設定
使用貸借による権利:設定

設定する権利は移転しようとする契約の内容

(駐車場などの場合)
舗装形態、駐車台数、利用用途を記載する。
例)アスファルト舗装、16台

(周辺農地に被害が生じる恐れがある場合)
被害防除措置:周辺農地に対する日照、通風の遮断、土砂等の流出の恐れがないよう具体的な防除措置を説明する。
例)コンクリートブロック擁壁を設置し、土砂流出を防除します。

(記載要領)

1. 氏名(法人にあつては代表者)を記入する。
2. 法人である場合には「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
3. 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
4. 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

所在地を、